

広島市計量検査所からのお知らせ

はかりの定期検査が予定されている区において、はかりの修理や買い替えについての苦情が寄せられていますので御注意ください。

◆こんな苦情が寄せられています。

例えば

- ・このはかりは検査に合格しないと言って、はかりを持ち帰り法外な修理代を払わされた。
- ・はかりの買い替えを勧められ、その業者から購入したが、検定証印が抹消された不合格のはかりで取引証明に使用できないものであった。
- ・修理すると言ってはかりを持ち帰ったが、そのまま連絡が取れなくなった。
- ・検査前日に高額な修理代を支払って直したのに、翌日の定期検査は不合格だった。

◆トラブルを防ぐため、次のことに注意してください。

- ・はかりの修理や販売を行うことができるのは、県へ届出を行っている業者だけです。
- ・特に、修理業者であると名乗って訪問してきた場合はよく確認してください。
- ・修理などを依頼した場合は、必ず領収書を受け取ってください。できれば修理内容も書いてもらってください。
- ・はかりの定期検査における合格・不合格の判断は、広島市が定期検査業務を委託している一般社団法人広島県計量協会の計量士及び広島市に届出をしている計量士が行います。
- ・不審な場合は広島市及び広島県に確認してください。

お問い合わせ先

広島市計量検査所 TEL 082-242-4068

広島県計量検定グループ TEL 082-513-3335

一般社団法人広島県計量協会 TEL 082-255-7386